

自動車修繕等単価契約監督実施手順書

1 契約締結後に受注者から提出される書類の確認

- (1) 定期整備工程表（共通仕様書で定める様式。以下同じ。）
- (2) 修繕責任者通知書（共通仕様書で定める様式）
- (3) 緊急時の連絡体制（共通仕様書で定める様式）

なお、定期整備工程表の確認に当たっては、対象機械の定期点検及び車検の整備時期が車検有効期限、機械の使用時期等を考慮し、適切な時期に整備することとなっているか等について確認すること。

2 協議

作業実施に係る発注者と受注者間の確認事項については、協議書（共通仕様書で定める様式）により明らかにしなければならない。

主任監督員は、契約後速やかに、修繕全般に係る注意事項、留意点、写真撮影基準に基づく写真撮影の範囲、頻度、方法（撮影年度の確認方法を含む）について受注者と協議するものとする。

3 修繕の発注

(1) 定期整備

ア 法定点検整備及び12ヶ月点検等の定期整備は、受注者から提出される定期整備工程表に基づき発注するものとする。ただし、発注に当たっては、各種法令で定める定期整備のほか、機械の現況を十分に把握し、良好な状態が通年確保されるよう予算状況を勘案し、故障の予防整備を含めて発注するものとする。

イ 発注に当たっては、機械の運行管理を行う者と実施時期や実施期間を調整することとする。

ウ 監督員は、機械の運行管理を行う者又は機械の借受者から、日常的に通常運行時の不具合等の情報収集をするとともに、過去の整備履歴等を参考とし、適正な発注に努めることとする。

(2) 故障時

機械の不具合が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、その使用状況及び管理状況を十分把握するとともに、過去の整備履歴等を参考とし、適正な発注に努めることとする。ただし、当局が貸し付けている機械については、当局が負担すべき修繕であるか、その妥当性について確認することとする。その際は、貸し付けに係る契約で交わされた協議資料により確認することとする。

4 発注書の作成

- (1) 監督員は、修繕が必要となった都度、発注書（共通仕様書で定める様式。以下同じ。）を作成することとする。
- (2) 監督員は、発注書に主な作業内容、履行期間、概算金額及び対象となる機械（管理番号、機械規格）を記入し、主任監督員の確認を受けるとともに、自動車修繕等単価契約実施要領6(1)に定められた決裁を受けるとする。
- (3) 発注書への記載内容は、必要に応じて受注者に確認し記入することとする。

5 機械の引渡及び確認

監督員は、発注書により受注者へ発注し、機械を引き渡すこととする。機械の引き渡しに当たっては、受注者の立ち会いの下、機械の現況、実施範囲、実施方法及び実施上の留意点並びに受注者から提出される保管証（共通仕様書で定める様式。以下同じ。）に明記されている必要事項を確認することとする。

6 中間確認

- (1) 監督員は、不可視部分の分解時や大規模修繕等の際は、工場での立会（遠隔臨場も可能）を原則とする。
- (2) 監督員は、事前に受注者から提出される作業確認調書（プロセス確認用）（共通仕様書で定める様式。以下同じ。）により実施状況の確認を行い、必要に応じて、作業確認調書（プロセス確認用）に修繕実施プロセスを記録する。
- (3) 監督員は、修繕内容が把握できる写真、特に修繕完了後に確認することが困難な不可視部分については、確実に写真を撮影し、保存するよう受注者を指導することとする。
- (4) 主任監督員は、監督員が実施した中間確認結果について、その妥当性を確認し、必要に応じて工場立会（遠隔臨場も可能）を行うこととする。
ただし、主任監督員が不在の場合は、上記(2)～(3)の確認を実施した監督職員以外の監督職員が実施することとする。

7 完了確認

- (1) 監督員は、受注者から自動車修繕等完了届（共通仕様書で定める様式。以下同じ。）及び自動車修繕等完了届内訳書（共通仕様書で定める様式。以下同じ。）、記録写真（動画による記録を含む。共通仕様書で定める様式。以下同じ。）の提出を受けるとする。
- (2) 監督員は、発注書、作業確認調書（プロセス確認用）、自動車修繕等完了届及び自動車修繕等完了届内訳書により、履行の確認を行うこと。
- (3) 監督員は、機械の機能全般について確認を行うこととする。
- (4) 主任監督員は、自動車修繕等完了届及び自動車修繕等完了届内訳書について、その妥当性を別紙3-1「自動車修繕等完了確認・事前審査チェックリスト」にて確認し、必要に応じて工場立会（遠隔臨場も可能）を行うこととする。
ただし、主任監督員が不在の場合は、上記(2)～(3)の確認を実施した監督職員以外の監督職員が実施することとする。

8 検査の補助

監督員は、検査の実施に際し検査職員の指示に従い、その補助を行うこととする。

なお、各機械ごとに発生する修繕完了予定を事前に把握の上、検査職員に検査の依頼を行うこととする。

9 機械の引取

監督員は、検査終了後、保管証の必要事項を確認した上、受注者と監督員の双方が記名し、機械を引き取るものとする。

自動車修繕等完了確認・事前審査チェックリスト

件名

機械名		規格		管理番号	
整理番号	NO. -	期間		～	

1. 作業確認調書 (主任)監督員 施設整備課
 ・発注書(当初・追加)と修繕内容の整合性を確認した。
2. 自動車修繕等完了届内訳書 (主任)監督員 施設整備課
 ・発注書(当初・追加)と修繕内容の整合性を確認した。
 ・材料が作業確認調書と相違ないこと、単価が契約単価と等しいことを確認した。
 ・労務が作業確認調書と相違ないこと、単価が契約単価と等しいことを確認した。
 労務工数が適正であることを確認した。
 ・部品が作業確認調書と相違ないこと、単価が価格証明書等と等しいことを確認した。
 ・上記以外のものが作業確認調書と相違ないことを確認した。
3. 協議書 (主任)監督員 施設整備課
 ・協議内容の妥当性を確認した。
4. 記録写真(動画による記録も含む。) (主任)監督員 施設整備課
 ・写真撮影基準に習い、記録写真の整合性を確認した。
5. 自動車修繕等完了届 (主任)監督員 施設整備課
 ・材料が完了届内訳書と相違ないこと、単価が契約単価と等しいことを確認した。
 ・労務費数量が完了届内訳書と相違ないこと、単価が契約単価と等しいことを確認した。
 ・部品費が完了届内訳書と相違ないこと、値引率が契約と等しいことを確認した。
 ・輸送が発注書(当初・追加)と整合が取れていること、契約単価と等しいことを確認した。
 ・重量税が自動車検査証の金額と等しいことを確認した。
 ・上記以外のものが発注書(当初・追加)と整合が取れていること、契約単価と等しい
 ことを確認した。
6. 保管証 (主任)監督員 施設整備課
 ・発注書(当初・追加)の履行期間内に受取、引渡を実施していることを確認した。
 ・受取時、引渡時の走行距離等が記入されていることを確認した。
7. その他 (主任)監督員 施設整備課
 ・必要な書類は揃っていることを確認した。

(主任)監督員

令和 年 月 日

上記事項について、確認を実施した。 (氏名)

施設整備課

令和 年 月 日

上記事項について、審査を実施した。 (氏名)